

議会受付番号	鎌議第 1166 号
質問者	上島 寛弘 議員
答弁する者	(総務部管財課)

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定による文書質問について、次のとおり答弁いたします。

1 件名

鎌倉市職員労働組合の市役所等庁舎内の政治活動等是正

2 質問の要旨

現在、鎌倉市は鎌倉市職員労働組合に対して掲示板を貸しているが、何カ所、鎌倉市の庁舎内に設置された掲示板が、市職労に使われているのか。

本日時点では、以前より指摘した憲法の改正について改悪とレッテル貼りする内容のポスターは貼っていないのか。他に政治的主張をするポスターは無いのか。

行革等、様々な考えがある中で市外の方の目に入る場に特定の主張を職員団体が掲示することは、市の方針と異なる場合、誤解を生むことがあると考えるが市長の見解は如何か。

掲示板のスペースの利用は、例外なく鎌倉市職員労働組合が優先されるか。例えば、人権啓発や北朝鮮による拉致問題解決の為に市民団体やNPO、議員連盟が目的外使用を求めた場合も市長は市職労優先か。率直な市長のお考えをお示し頂きたい。

3 答弁

行政財産の目的外使用許可を行っている掲示板は 6 か所です。

平成 27 年 9 月 29 日現在、政治的主張をするポスター等の掲示はありません。

職員労働組合が許可を得て利用している掲示板においては、法令や掲出のルール等に抵触するものを除き、その掲示を妨げるものではないと考えておりますが、その内容が市の方針と異なるものであった場合は望ましくないと考えております。

申請者による優先順位はありません。